

# 社会保険 いばらき

## 9

9月分の保険料は新しい標準報酬月額で

2015 September  
NO.446

- 特定健康診査のご案内
- 厚生年金保険・健康保険関係届書はホームページから印刷できます
- ジェネリック医薬品軽減額通知サービスの実施について



「宮山ふるさと公園 ひまわり祭り」(撮影・筑西市)：日本写真家協会員 藤井 正夫

職場内で回覧しましょう

# 9月分の保険料は **9月分保険料** 10月告知分から **新しい標準報酬月額で!!**

7月に提出していただきました「標準報酬月額算定基礎届」により、新しい標準報酬月額を決定(定時決定)いたしました。この標準報酬月額は、今後、昇(降)給などにより月額変更(随時改定)に該当する場合を除き、今年9月から来年8月までの1年間の保険料や保険給付額などの基礎となります。

## 新しい保険料の控除はいつから??

保険料の控除は原則前月分の保険料を当月支払われる給与から控除することになっていきます。新しい標準報酬月額による9月分の保険料は、10月納入告知分(平成27年11月2日納期分)から控除してください。  
※7・8・9月の月額変更届に該当する場合は、月額変更届による標準報酬月額で保険料を計算することになりますのでご注意ください。

**10月に支払われる給与から**

健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書

被保険者整理番号	被保険者氏名	生年月日	種別	適用年月	決定後の標準報酬月額 (健保)	決定後の標準報酬月額 (厚年)
1	年金太郎	S33.03.03	第一種	H27.09	560千円	560千円
2	健保花子	S44.04.04	第二種	H27.09	360千円	360千円

郵便番号 123-4567  
事業所住所 ○○市○○町○○丁目○○番地 平成27年○月○日  
事業所名称 株式会社 ○○○○ 上記のとおり標準報酬が決定されたので通知します。  
事業主氏名 厚生太郎 様 日本年金機構理事長(○○○)

新しい  
標準報酬月額  
はココです!!

## 保険給付額なども変わります

傷病手当金などの保険給付額も新しい標準報酬月額に基づいて計算し、支給されます。

また、在職中で老齢厚生年金を受給されている方は、標準報酬月額の改定により、年金の支給額が変わったり、全額支給停止になる場合もあります。

## “標準報酬月額及び保険料額の被保険者への通知”は事業主の義務です

標準報酬月額の決定や改定があったときには、年金事務所から事業主に通知されます。事業主はこの通知があったときは速やかに被保険者一人ひとりへ通知しなければなりません。(健康保険法第49条1項及び2項、厚生年金保険法第29条1項及び2項)

標準報酬月額は給与から控除する保険料の基礎となるだけでなく、将来被保険者が受ける年金の額を決める重要なものです。必ず被保険者に通知してください。

詳細については、管轄の年金事務所へお問い合わせください。

チェック!!

### 算定基礎届の提出はお済みでしょうか??

算定基礎届が提出されていないと、「保険料が実際と異なる」「他の届書の処理が止まってしまう」などの様々な影響が発生します。また、「ねんきん定期便」でのお知らせ内容にも違いがでてきます。早急に日本年金機構茨城事務センターへ提出いただきますようお願いいたします。

提出先

**日本年金機構茨城事務センター**

〒310-0062 水戸市大町1-2-17



## 被扶養者（ご家族）の皆さまへ

協会けんぽ 茨城支部からのお知らせ

平成27年度（2015年4月～2016年3月）

# 特定健診（特定健康診査）のご案内

年度内お一人様1回に限り、協会けんぽが健診費用の一部を補助します。

- この健診は被扶養者（ご家族）の方が対象です。
- ※被保険者（ご本人）の方は生活習慣病予防健診をお申し込みください。



今年度の健診はお済みですか？

### 特定健診の対象となる方

#### 40歳～74歳の被扶養者（ご家族）の方

- ◆受診時に協会けんぽの被扶養者（ご家族）であることが必要です。
- ◆昭和50年4月1日～昭和51年3月31日生まれの方は、今年から特定健診の対象になります。（40歳の誕生日を迎えていなくても受診できます。）
- ◆昭和15年4月1日～昭和16年3月31日生まれの方は、誕生日の前日までに受診を終えていただく必要があります。

### 健診内容について ～どんな検査があるの？

特定健診では、次のような内容を検査します。

#### 基本的な健診

項目	検査の内容	基準値から外れた場合に考えられる主な病気
診察等	視診、触診、聴打診などを行います	—
問診	現在の健康状態や生活習慣（飲酒、喫煙の習慣など）を伺い、検査の参考にします。	—
身体計測	身長、体重、腹囲を測ります	動脈硬化・糖尿病・脂質異常症など
血圧測定	血圧を測り、循環器系の状態を調べます	高血圧症・動脈硬化・心疾患・脳卒中など
血中脂質検査※	中性脂肪や善玉・悪玉コレステロールを測定します	動脈硬化・脂質異常症など
肝機能検査※	肝細胞の酵素を測定し、肝機能などの状態を調べます	肝臓の病気など
血糖検査※	空腹時血糖またはHbA1cを測定します	糖尿病など
尿検査	腎臓、尿路の状態を調べます	腎臓の病気など

※採血により検査をします

#### 詳細な健診

昨年度の血糖・脂質・血圧及び肥満の健診結果、貧血が疑われる方等から、医師の判断により実施されるものです。すべての方が必ず受診する健診ではありません。

項目	検査の内容	基準値から外れた場合に考えられる主な病気
心電図検査	不整脈や狭心症などの心臓に関わる病気を調べます	不整脈・狭心症等心臓の病気など
眼底検査	眼底カメラで瞳孔から網膜を撮影し、眼底の血管を調べます	糖尿病・動脈硬化・目の病気など
貧血検査※	血液中の赤血球数、血色素量などを測定します	多血症・貧血など

※採血により検査をします

### 当日お支払いいただく健診費用について

健診機関の窓口でお支払いいただく額は、「健診費用の総額」から「協会けんぽが補助する金額」を差し引いた額となります。健診費用の総額は健診機関ごとに異なりますので、お支払いいただく金額も一律ではありません。

#### 協会けんぽが補助する金額（年度内お一人様1回に限りです）

- 基本的な健診のみを受診した場合 → 最高 **6,520円** を補助します
- 医師の判断で、更に詳細な健診を受診した場合 → 更に最高 **3,400円** を補助します

例 基本的な健診費用が8,000円の健診機関で受診した場合

健診費用の総額 8,000円

補助 6,520円

自己負担額 1,480円

※「詳細な健診」が必要な場合は、別途費用がかかる場合があります。

### お問い合わせ先



全国健康保険協会 茨城支部

協会けんぽ

〒310-8502 水戸市南町3-4-57 水戸セントラルビル

協会けんぽ 茨城

検索

<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/ibaraki/>

☎029-303-1584（保健グループ）

# 保険関係届書は印刷できます



## 全国健康保険協会 茨城支部 ホームページ

<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/ibaraki/>

### 申請・手続き等

→全国健康保険協会茨城支部ホームページの「申請書ダウンロード」から下記の手続き等に必要な届書が印刷できます。

- 健康保険給付の申請書
- 任意継続の申請書
- 被保険者証の再交付等の申請書
- 健診に関する申込書
- 交通事故や第三者行為によるケガの届

※必要な届出様式をご確認のうえ印刷してください。

### 健康保険・厚生年金保険適用関係届書の送付先

〒310-0062 茨城県水戸市大町1-2-17  
**日本年金機構 茨城事務センター**

### 健康保険給付関係届書の送付先

〒310-8502 茨城県水戸市南町3-4-57 水戸セントラルビル  
**全国健康保険協会 茨城支部**

# 厚生年金保険・健康 ホームページから

日本年金機構  
ホームページ

<http://www.nenkin.go.jp/>

## 健康保険・ 厚生年金の加入手続き等

→上段の「申請・届出様式」から下記の  
手続きに必要な届書が印刷できます。

- 健康保険・厚生年金の適用に関する  
手続き
- 健康保険料・厚生年金保険料に関す  
る手続き
- 国民年金保険料に関する手続き
- 年金受給者に関する届出・手続き
- 外国人の脱退一時金に関する  
手続き
- 年金記録の照会や訂正に関する  
手続き
- 申請や相談の委任に必要な手続き

※必要な届出様式をご確認のうえ  
印刷してください。



ちょっと待って!!  
郵送前にもう一度確認を!

- 記入漏れはありませんか。
- 押印漏れ・訂正印の漏れはありませんか。
- 金融口座は、請求者の口座を記入していますか。
- 金融機関の支店名・口座番号は正確に記入されていま  
すか。



## 事業主・被保険者の皆さまへ

お客様の利便性と事務処理の迅速化を図るため、  
関係書類の提出につきましては、4頁の送付先へ直  
接郵送いただきますようご協力をお願いいたします。

協会けんぽ茨城支部からのお知らせ

**ジェネリック医薬品軽減額通知サービスの実施について**

ジェネリック医薬品に切り替えた場合に、お薬代の負担軽減が一定額以上見込まれる方に、**1ヶ月分の自己負担額軽減可能額等**をお知らせします。

**対象者**

- 協会けんぽのご加入者さまで、
- ◆主に慢性疾患（喘息、リウマチ等）などの先発医薬品を長期間服用されている方
  - ◆お薬代の自己負担軽減額が一定額以上見込まれる方

**送付時期**

27年度内に**2回**お知らせします

1回目の通知 ⇒ 平成27年9月頃  
2回目の通知 ⇒ 平成28年2月頃

- ◆加入者（被保険者）の方の住所へ直接送付いたします。

**ジェネリック医薬品（後発医薬品）とは？**

先発医薬品と同等の有効成分・効能があると厚生労働省が認めた**安価なお薬**です。  
※すべての先発医薬品にジェネリック医薬品があるわけではありません。

**ジェネリック医薬品への切り替えによる効果**

平成26年度に実施した通知サービスでは、約88万人の加入者の方にジェネリック医薬品に切り替えていた  
だき、医療費の削減額は、**年間157,7億円（単純推計）**となりました。  
平成21年度から26年度まで（6年間）の軽減効果額の累計は、**約414億円（単純推計）**となりました。  
皆さまのご協力ありがとうございます。

※この通知サービスは、ジェネリック医薬品への変更を強制するものではありません。  
ジェネリック医薬品を知ってもらうこと、先発医薬品以外にもジェネリック医薬品という選択肢があることをお知らせする目的で送付しています。  
※使用できる病气（効能）が異なるときや在庫がないなどの理由で、ジェネリック医薬品に切り替えることができない場合もあります。

◆ **通知を希望されない方は** ◆

お手数ではございますが、下記へご連絡頂きますようお願いいたします。

【ご連絡先】全国健康保険協会 茨城支部企画総務グループ TEL 029-303-1580

協会けんぽのヘルシートピックス

**まだまだご注意！ 食中毒**



暑さのピークも過ぎ、少しずつ秋の訪れを感じるようになってきました。しかし、涼しくなってもまだまだ  
まだご注意いただきたいのが食中毒です。ここでは家庭でできる食中毒予防の6つのポイントをご紹介します。

**食品の購入**

消費期限（生鮮食品）の表示をチェック！  
肉・魚はそれぞれ分けて包み、保冷剤（氷  
など）を当てましょう

**家庭での保存**

帰ったらすぐに冷蔵庫へ。冷蔵庫は7割  
程度入るのがベター。冷蔵庫は10℃以下、  
冷凍庫は-15℃以下を維持しましょう。

**下準備**

生で食べる野菜などは肉・魚から離しまし  
ょう。肉・魚を切ったまな板などは、使用  
後によく洗って熱湯をかけるといいでしょ  
う。

**調理**

加熱は十分に行いましょう。目安は中心部  
分の温度が75℃で1分以上。ほとんどの  
食中毒菌が死滅する温度です。

**食事**

食事の前には手を洗いましょう。  
盛り付けは清潔な器具・食器を使い、長時  
間室温で放置するのはやめましょう。

**残った食品**

時間が経ち過ぎたり、ちょっとでも怪しい  
と感じたら思い切って捨てましょう。温め  
なおすときは、十分に加熱しましょう。